

## 第 2 編 災害予防計画

# 第1章 基本方針

## 第1 災害応急対策への備えの充実

---

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備内容等を明示する。

- 組織体制の整備
- 研修・訓練の実施
- 防災協力体制の確立
- 災害対策拠点の整備・運用
- 情報通信機器・施設の整備・運用
- 防災拠点の整備
- 火災予防対策の推進
- 防災資機材の整備
- 災害医療システムの整備
- 緊急輸送体制の整備
- 避難所対策の充実
- 備蓄体制等の整備
- 被災建築物応急危険度判定制度等の整備
- 廃棄物対策の充実
- 災害時要援護者支援対策の充実
- 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- 土砂災害対策の充実
- 中山間地等における地震災害対策の充実
- 兵庫県住宅再建共済制度の活用

## 第2 市民参加による地域防災力の向上

---

災害初動時においては、市民の自助・共助による自発的かつ迅速な行動が災害の抑止に大きく資することとなる。そのため、平時から、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、住民や企業等の防災活動への参画促進の方策を明示する。

- 防災に関する学習等の充実
- 自主防災組織の育成強化
- 企業等の地域防災活動への参画促進

## 第3 災害に強い地域防災基盤の整備

---

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる災害に強いまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

防災基盤・施設等の整備  
建築物等の耐震性の確保  
水害の防止施設等の整備  
地盤災害の防止施設等の整備  
交通関係施設の整備  
ライフライン関係施設の整備

#### **第4 調査研究体制等の強化**

---

災害に対して、よりの確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究体制等の強化について明示する。

地震に関する調査研究の推進  
地震観測体制の整備

## 第2章 災害応急対策への備えの充実

### 第1節 組織体制の整備

---

実施担当	総務部総務課
------	--------

#### 第1 趣旨

---

市は、市域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

#### 第2 朝来市防災会議

---

##### 1 設置根拠

災害対策基本法第16条

##### 2 組織及び運営

災害対策基本法、朝来市防災会議条例（平成17年朝来市条例第17号）及び朝来市防災会議運営規程（平成17年朝来市訓令第15号）に定めるところによる。

##### 3 所掌事務

朝来市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること等

#### 第3 初動体制の確立

---

市は、迅速な初動体制の確立のため、平時から災害即応体制の確立に努める。

##### 1 24時間即応体制の確立

災害の監視及び災害情報の収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿・日直及び消防本部と防災担当職員との連絡体制を確立する。

##### 2 職員の参集体制の確立

職員参集連絡網、職員災害初動マニュアルを作成し、職員の参集体制を確立する。

#### 資料

- 1-1 朝来市防災会議条例

## 第2節 研修・訓練の実施

実施担当	総務部総務課、消防本部、各支所市民課、
------	---------------------

### 第1 研修

市は、学識経験者、防災関係職員等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員を積極的に参加させ、災害対策要員の対応能力の向上に努める。

なお、県は、次のような研修を実施している。

- 1 災害対策要員の専門性の向上を図るため、県及び市町等の災害対策要員を対象に、防災に関する体系的・総合的な知識習得のための「ひょうご防災カレッジ（行政職員向専門講座）」の研修を実施している。
- 2 初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図るため、「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会を実施している。  
また、人と防災未来センターでは、地方自治体の防災担当職員等の災害対策実務を担う人材を育成するため、災害対策専門研修を実施している。

### 第2 防災訓練

市及び防災関係機関は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、市民の防災意識の高揚等、目的に応じた防災訓練を実施し、実践的な災害対応力の向上を図るとともに、訓練結果の検証を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化に努める。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

#### 1 総合防災訓練

防災関係機関が相互に連携を密にした、迅速かつ確かな災害応急対策の実現を図るため、総合防災訓練を実施する。実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等と協議して決定する。

また、県及び近隣市町の主催で実施される総合防災訓練にも積極的に参加し連携強化を図る。

（主な参加機関）

所管国・県等関係行政機関、市、消防本部、消防団、朝来警察署、自衛隊、ライフライン機関、自主防災組織、学校、各種団体、事業所、ボランティア等

（主な訓練項目）

災害対策本部設置・運営訓練、情報収集・伝達訓練、災害時広報訓練、避難誘導訓練、避難所開設・運営訓練、救助・救出訓練、救急・救護訓練、消火訓練、水防訓練、ライフライン復旧訓練、交通規制訓練、障害物除去訓練、緊急輸送訓練、炊き出し訓練、災害ボランティア受入訓練等

## 2 個別訓練

市その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

### (1) 災害対策本部設置・運営訓練

被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。実施に当たっては、対策本部と各支所対策部との連携強化を重視したものとする。

### (2) 職員非常参集訓練

勤務時間外における災害の発生を想定し、職員の災害初動体制の迅速な確立を図るための情報伝達訓練及び参集訓練を実施する。

### (3) 情報収集・伝達訓練

区・自主防災組織・消防団等と連携した災害情報収集訓練を実施するとともに、ケーブルテレビ・防災行政無線を活用した市民への災害情報の伝達訓練を実施する。また、国・県・防災関係機関等との情報伝達訓練を実施する。

### (4) 避難所開設運営訓練

区・自主防災組織・学校等と連携した避難訓練及び避難所開設・運営訓練を実施する。

### (5) 災害図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

災害対応の模擬訓練

他機関との連携訓練等

### (6) 地域自主防災訓練

地域防災力の向上、市民の防災意識の高揚等を図るため、市や消防本部の指導のもと、区、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、初期消火、避難所開設等の訓練を実施する。

### (7) 水防訓練

市及び消防団は、円滑な水防活動を遂行するため、水防工法、資材の調達・輸送、通信連絡等を織り込んだ水防訓練を実施する。

### (8) 消防訓練

市、消防団及び消防本部は、円滑な消防活動を遂行するため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・救出訓練、避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じ他の関連した訓練と併行して行うものとする。

## 3 その他

市は、職員が災害発生時に迅速かつ的確な災害応急対策を実施することができるよう、職員のとるべき行動をとりまとめた、職員災害初動マニュアルを作成し、職場研修等を通じて、その周知徹底を図ることとする。また、災害時における参集基準等をまとめた携帯カードを職員に配付する。

## 第3節 防災協力体制の確立

---

実施担当	総務部総務課、消防本部
------	-------------

### 第1 県・市町間の広域連携強化

---

市は、大規模災害や防災全般に関する協力体制強化のため、県・近隣市町等との広域相互応援体制の整備を進める。

#### 1 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

県及び県内市町は、相互に応援を要請又は応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県、県内 41 市町
- (2) 締結時期 平成 18 年 11 月 1 日
- (3) 応援の内容

災害応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者の受け入れ等

#### 2 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

県及び県内市町等は、水道災害発生時における相互応援活動を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県、県内 41 市町、県内各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会
- (2) 締結時期 平成 10 年 3 月 16 日
- (3) 応援の内容

応急給水作業、応急復旧工事、必要な資機材・車両等の抛出、工事業者のあっせん等

#### 3 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

県及び県内市町等は、災害発生時における災害廃棄物処理の円滑な実施のため、相互応援活動を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 兵庫県、県内 41 市町、県内関係一部事務組合
- (2) 締結時期 平成 17 年 9 月 1 日
- (3) 応援の内容

災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん、職員の派遣、焼却・破碎等中間処理の実施及び処理業者のあっせん等

### 第2 消防機関の連携強化

---

消防本部は、広域消防応援協定の締結・運用等、消防相互応援体制の整備と緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

## 1 兵庫県広域消防相互応援協定

県内市町及び消防一部事務組合等は、大規模又は特殊災害発生時において、相互に消防広域応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

(1) 協定締結者 県内 27 市町、4 一部事務組合

(2) 締結時期 平成 18 年 9 月 1 日

(3) 対象災害

大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

地震、風水害その他大規模な自然災害

航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(4) 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な資機材及び車両の提供、消防職員の派遣、消防・救急・救助の応援活動等

## 2 隣接市町等との消防相互応援協定

消防本部は、隣接市町等と大規模火災発生時等において、相互に消防応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

(1) 協定締結市町等

豊岡市、養父市、宍粟市、福知山市、丹波市、姫路市、西脇多可行政事務組合

(2) 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な資機材、車両の提供、消防職員及び消防団員の派遣、消防・救急・救助の応援活動等

## 3 自動車専用道路等における消防業務相互応援協定

消防本部は、道路管理者及び隣接市町等と、自動車専用道路等における火災、救急、救助又はその他災害発生時において、相互に消防業務の応援体制を確立して対処するため、応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

(1) 協定締結市町等

北近畿豊岡自動車道春日和田山道路

国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所、兵庫県道路公社、丹波市

播但連絡道路

兵庫県道路公社、姫路市

(2) 応援の内容

消防・救急・救助活動に必要な資機材、車両の提供、消防職員の派遣、消防・救急・救助の応援活動等

## 第3 情報伝達体制の連携強化

市、県、放送事業者は、災害時における避難勧告・指示等の情報伝達について、情報内容、

連絡方法等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の連絡責任者を定めたりリストを作成し共有する。

また、市は、地域メディアと情報提供等に関する協定を締結するなどの体制整備に努める。

## 第4 その他民間団体等との協力体制の整備

---

市は、災害時における迅速な応急対策を実施するため、市内の民間団体等との応援協力体制の整備に努める。

### 1 災害時における応急対策業務に関する協定

市及び朝来市建設業協会は、災害発生時における災害応急対策業務の応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 朝来市、朝来市建設業協会
- (2) 締結時期 平成 18 年 2 月 14 日
- (3) 応援の内容

人命救助、道路交通確保等のための障害物の除去作業、災害応急対策及び応急復旧に必要な建設資機材及び労力の提供等

### 2 災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

市及び協同組合和田山ショッピングセンター外 2 社は、災害発生時における物資確保の応援を行うに当たって必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- (1) 協定締結者 朝来市、協同組合和田山ショッピングセンター、株式会社ネクステージ、イオン株式会社西日本カンパニー
- (2) 締結時期 平成 18 年 7 月 21 日
- (3) 応援の内容

災害時における物資等の供給、避難場所の提供

## 第5 受入体制の整備

---

市は、災害時に応援の受入れを円滑に行えるよう、集結・宿泊・活動拠点施設等、受入体制の整備に努める。また、必要な事務手続き等を円滑に行えるよう、事前に応援の要請・受入・調整等に関するマニュアルを作成する。

### 資 料

- 4 - 2 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定 / 同実施要領
- 4 - 3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定
- 4 - 4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定
- 4 - 5 兵庫県広域消防相互応援協定 / 同覚書
- 4 - 6 朝来市建設業協会との災害時における応急対策業務に関する協定
- 4 - 7 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定

## 第4節 災害対策拠点の整備・運用

実施担当	総務部総務課・財務課、消防本部、各支所市民課
------	------------------------

市は、地震が発生した場合において、市の防災対策活動の中核機能を的確に発揮し、災害対策活動の拠点としての役割を十分に果たすことができるよう、災害対策本部（朝来市防災センター）、支所対策部（本庁及び各支所）、消防本部及び消防団の施設・機能の維持・充実を図る。

### 第1 朝来市防災センターの整備・運用

朝来市防災センターは、災害初動時からの災害対策本部機能を迅速かつ的確に発揮し、市が行う災害応急対策活動の拠点施設として整備した。応急対策用資機材、飲料水、燃料等の一層の備蓄を進めるとともに、市民の防災意識高揚及び自主防災組織活動支援に資するための教育・研修・訓練機能の充実に努める。

- (1) 供用開始 平成 13 年 4 月
- (2) 場所 朝来市和田山町枚田 609 番地
- (3) 構造規模 鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 856.66 m<sup>2</sup>
- (4) 施設概要 災害対策室、研修室、炊き出し室、備蓄倉庫
- (5) 施設の特徴

災害情報センターとしてケーブルテレビ和田山局舎を併設しており、ケーブルテレビ、音声告知システムにより市民への迅速な情報発信を行うことができる。また、フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）、河川監視カメラなどを設置しており災害情報に関するネットワークを完備している。

防災ステーション機能として、応急対策活動用の土砂・ブロック等を備蓄するとともに、建設機械の作業スペースを有している。

停電時にも機能がダウンしないように非常用発電機を設置している。

### 第2 災害対策拠点の機能強化のための環境整備

災害応急対策実施時において支所対策部が設置される市役所本庁、各庁舎、及び災害対策拠点施設となる消防本部、消防団消防機庫等の機能強化を図る。

- (1) 耐震補強、浸水防止対策の実施
- (2) 停電時における電源確保対策として、非常用発電機の設置とその浸水対策の実施
- (3) 防災情報システムの充実強化
- (4) 応急対策用資機材、飲料水、燃料等の備蓄

## 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用

---

実施担当	企画部広報課、総務部総務課、消防本部、各支所市民課
------	---------------------------

### 第1 市防災行政無線の整備

---

市の防災行政無線は、合併前に整備された無線を新市に引継ぎ地域単位での運用を行っている。地域毎の周波数が異なるため、災害時に円滑に活用できるよう中継局を設置し、一元化を図り、全市域で無線通話ができるよう無線機器のデジタル化を進めるなど、今後、同報系無線と移動系無線の一体整備、地域防災無線の整備に努める。

### 第2 緊急時ホットライン電話の充実

---

市は、緊急時ホットライン電話の充実を図り、災害対策本部・支所対策部・地域防災拠点との連携の強化に努める。

### 第3 非常通信体制の充実強化

---

市及び防災関係機関は、災害時に加入電話、携帯電話等が使用できない時、または利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、兵庫地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。

また、災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

### 第4 フェニックス防災システムの運用

---

県内市町、消防本部、県関係機関、自衛隊、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システムの運用により、災害情報の迅速な収集・伝達及び共有を図る。

また、同システムの円滑な運用を図るための操作研修を行い、操作可能職員の確保に努める。

### 第5 兵庫衛星通信ネットワークの活用

---

被災、通信ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を使用して県内市町、消防本部、県関係機関等との通信を確保し、迅速・的確な応急対策を図る。

### 第6 防災気象情報提供システムの活用

---

市は、気象庁から情報提供される、防災気象情報提供システムの活用により、住民等への確かな避難誘導を行う。

## 第7 防災基礎情報のデータベース化の検討

---

市は、災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、防災基礎情報（防災拠点、病院、避難所、災害危険箇所など）のデータベース化を検討する。

## 第8 市民への情報伝達システムの整備・活用

---

市は、災害時における市民への迅速かつ的確な情報伝達を行うため、多層的な情報伝達手段の整備充実に努めるとともに、整備に当たっては視覚・聴覚障害者等の災害時要援護者に配慮するものとする。

### 1 同報系防災行政無線

山東地域で整備されている同報系防災行政無線について、全市域での整備を検討する。

### 2 ケーブルテレビ

音声告知放送システムの音声による災害情報の伝達、ケーブルテレビの映像による災害情報の伝達体制を確立するとともに、設備・伝送路等の防災機能の強化に努める。

### 3 携帯電話

携帯電話のメール機能を活用した情報伝達として、ひょうご防災ネットへの加入、消防本部高機能消防指令システムを活用した災害対策要員の非常時参集システムについて検討する。  
また、携帯電話の不通話地域の解消に努める。

### 4 衛星電話

災害時において孤立する可能性のある地域への衛星電話の配備を行う。

### 5 ファクシミリ

自主防災組織との情報伝達手段としてファクシミリを整備する。

### 6 その他

インターネット、サイレン、放送事業者との連携、自主防災組織等人的ネットワークの構築、アマチュア無線等情報ボランティアの協力体制の確立等、多層的な情報伝達手段の整備・充実に努める。

また、広報車による広報活動体制を確立するとともに、そのための機材を整備する。

さらに、西日本電信電話㈱等が災害時に運用する災害伝言ダイヤル「171」等について、市民に周知する。

## 第9 情報システム機器等の管理運用

---

大規模災害発生時においてもシステムを稼働できるよう、次の対策を講じる。

- (1) 機器の浸水・転倒防止対策
- (2) 自家発電機の設置等電源の確保対策
- (3) 回線の多重化

## 第6節 防災拠点の整備

実施担当	総務部総務課、各支所市民課
------	---------------

市は、防災拠点として、広域災害に対処可能な「広域防災拠点」、支所の区域を単位とした「地域防災拠点」、小学校区等の地域を単位とした「コミュニティ防災拠点」の整備に努め、災害時において災害対策拠点と各防災拠点が有機的に連携し、効果的な救援・救助、復旧活動を実施する。

### 第1 広域防災拠点

広域的な交通上の枢要な位置に立地し、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の拠点として、「朝来市和田山中央文化公園」及び北近畿豊岡自動車道春日和田山道路「道の駅・但馬のまほろば」を広域防災拠点として位置づける。

広域防災拠点は、他地域から派遣される自衛隊、緊急消防援助隊等の集結・駐屯基地、緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地、情報通信拠点としての機能を確保し、広域的な応急対策、復旧・復興時の防災活動基地としての役割を担う。

#### 1 朝来市和田山中央文化公園

- (1) 所在地 朝来市和田山町玉置 874 番地
- (2) 施設概要 敷地約 42,000 m<sup>2</sup>、国道 9 号に隣接し、北近畿豊岡自動車道春日和田山道路和田山 I C から約 2.5 km に位置する。公園内には、朝来市和田山ジュピターホール、朝来市和田山図書館、朝来市和田山公民館、駐車場（235 台）、芝生広場（約 3,700 m<sup>2</sup>）が設置されている。
- (3) 災害時機能
  - ・他地域から派遣される救援部隊（自衛隊、緊急消防援助隊等）の集結・駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース）
  - ・緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地（荷下ろし、仕分け、保管、荷積みヤード）

#### 2 道の駅・但馬のまほろば

- (1) 所在地 朝来市山東町大月字北山 92 番地 6
- (2) 施設概要 平成 18 年 7 月 22 日供用開始された北近畿豊岡自動車道春日和田山道路の山東 P A に併設され、敷地約 12,400 m<sup>2</sup>にレストラン、売店、情報・休憩施設、地域交流施設、交流広場、トイレ、駐車場（普通車 137 台、身障者用 3 台、大型車 27 台）及び朝来市埋蔵文化財センターが設置されている。
- (3) 災害時機能
  - ・他地域から派遣される救援部隊（自衛隊、緊急消防援助隊等）の集結・駐屯基地（要員の野営・宿泊場所、車両の集結スペース）
  - ・緊急物資、復旧資機材の集積・配送基地（荷下ろし、仕分け、保管、荷積みヤード）
  - ・ヘリコプター臨時離着陸場

- ・避難情報、救護・救助情報、緊急情報、道路情報等災害情報の発信
- ・ドライバー等の避難、救助、救護拠点
- ・飲料水の提供（貯水槽 100t）
- ・消防車両への防火用水補水（防火水槽 60t、中水水槽 200t）
- ・災害ボランティアセンター活動拠点

## 第2 地域防災拠点

災害時における地域の救援・救護、復旧活動の拠点として、朝来市八王子グラウンド、朝来市山東農村広場、朝来市朝来グラウンドを地域防災拠点として位置づける。地域防災拠点は、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能の確保に努める。

施設名	所在地
朝来市八王子グラウンド	朝来市生野町口銀谷 2401 番地 1
朝来市山東農村広場	朝来市山東町粟鹿 147 番地 2
朝来市朝来グラウンド	朝来市立脇 25 番地 1

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材の備蓄施設
- (4) 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- (5) 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
- (6) 防災臨時ヘリポート
- (7) 耐震性貯水槽、井戸等
- (8) 広域避難スペース
- (9) 救急医療、高齢者・障害者のケア機能との連携等

## 第3 コミュニティ防災拠点

市は、コミュニティを中心とした小学校区レベルの単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

### 1 災害時において避難・応急生活が可能な機能

- (1) 避難・滞留空間
- (2) 備蓄施設

### 2 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース

### **3 情報通信設備**

- (1) 圏域内の住民への情報連絡装置（同報無線、拡声器等）
- (2) 災害対策本部・支所対策部や他の拠点等との交信が可能な通信設備

### **4 対象地区内の防災活動に必要な設備**

- (1) 備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
- (2) 耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）

### **5 電気、飲料水等の自給自足機能**

- (1) 自家発電設備
- (2) 飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸

### **6 救急医療、高齢者・障害者ケア機能との連携等**

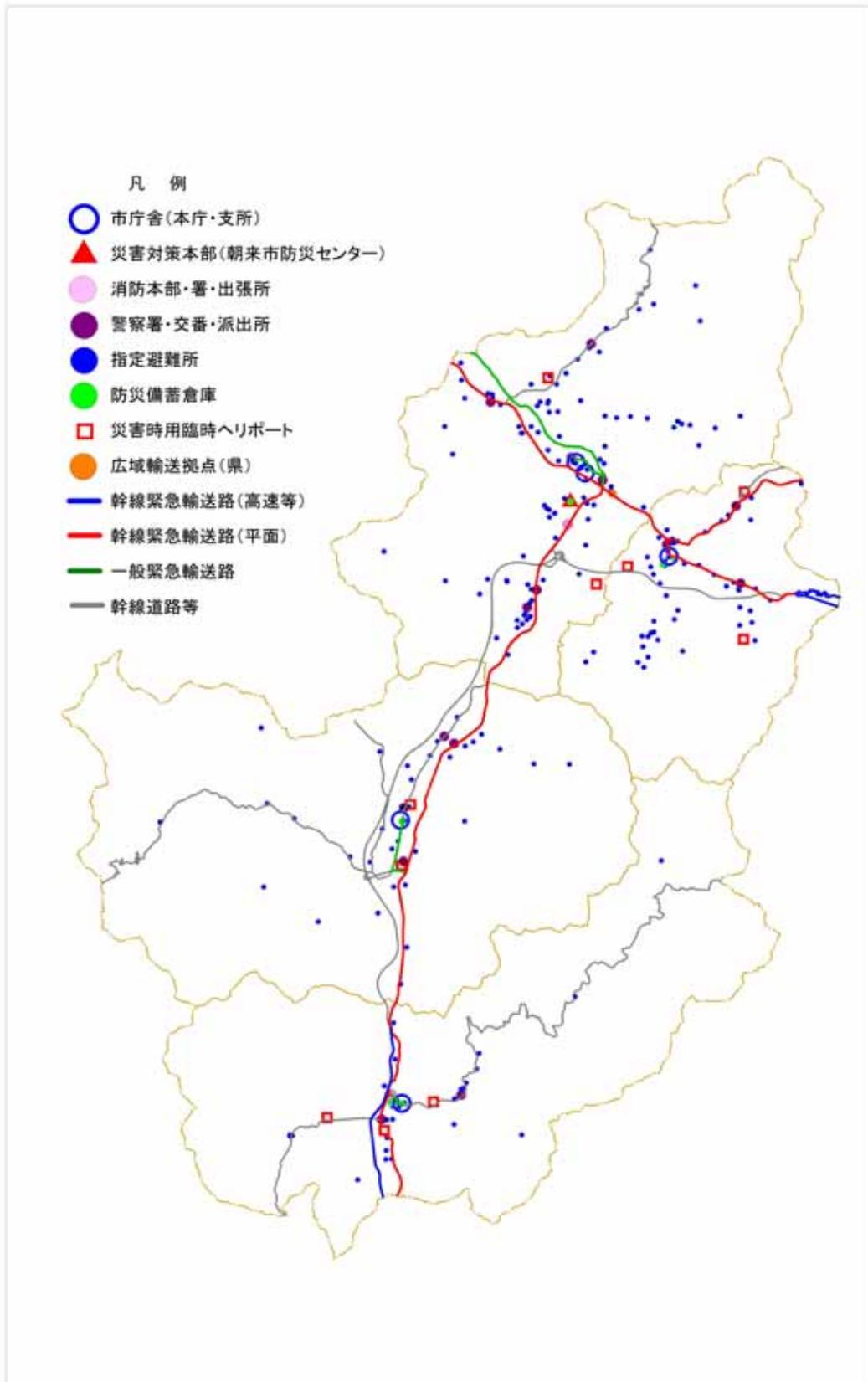
## **第4 防災拠点の連携強化**

---

地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備にあたっては、災害対策拠点や広域防災拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

特に、交通ネットワークを確保するため、緊急輸送路と各防災拠点等を連絡する市道の整備を図るとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められるよう、復旧体制を確立しておく。

災害対策拠点・防災拠点等と緊急輸送路・交通路のネットワーク



## 第7節 火災予防対策の推進

実施担当	総務部総務課、都市整備部都市開発課、消防本部、各支所市民課
------	-------------------------------

近年、建物は中・高層化、大型化の傾向にあり、また日常生活においてガス・石油・化学製品が多用されるなど、火災の危険性及び被害を拡大させる要因が増大しているとともに、火災の様相も複雑・多様化の傾向にある。また、高齢化の進展や一人暮らし高齢者の増加により、火災時の死傷者発生の危険性も高まっている。

市は、消防本部・消防団と連携し、地震による火災発生の防止を図るため、また被害の拡大を防ぐため、住民や事業所に対する火災予防活動の強化、消防装備の充実、消防水利の整備等に努める。

### 第1 出火防止・初期消火体制の整備

#### 1 火災予防対策

##### (1) 一般予防対策

予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図る。

地域の自主防災組織や事業所における自衛防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。

火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、朝来市火災予防条例（平成17年朝来市条例第232号）に基づき出火の予防に努める。

消防法（昭和23年法律第186号）に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

##### (2) 建築物の火災予防

火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を進める。

また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。

建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

住宅の新築等においては、朝来市火災予防条例に基づき、住宅用火災警報器の設置義務付けを徹底する。なお、既存の住宅についても、住宅用火災警報器の設置を促し、平成23年5月末までに住宅全戸における設置に努める。

##### (3) 人命危険対象物火災予防

###### 防火セイフティマークの表示指導

法令で義務化された一定規模以上の集会場、店舗、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全

確保体制を確立する。

消防法令違反に対する是正指導の推進

不特定多数の人が出入りする集会場、店舗、旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等の建物で、消防用設備等の未設置等、防火安全上の消防法令違反に対して是正促進を行うなど、危険な対象物の一掃を図る。

#### (4) 防火管理者等の育成と活用

消防本部は、学校、病院、工場等政令で定める防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。

また、防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な自主防火管理体制の整備を図る。

## 第2 消防力の充実・強化

### 1 消防組織の現況

本市には、常備消防として朝来市消防本部が設置され、また非常備消防として朝来市消防団が、地域単位に支団を置く1団4支団32分団体制により市内各区域を管轄している。

消防本部、消防団は、相互に連携を密にし、消防体制の整備強化を図る。

消防力の現況

#### (1) 朝来市消防本部（消防職員 50 名）

（平成 18 年 4 月 1 日現在）

ポンプ車	はしご 消防車	救急車	救助工作車	指揮車	広報車	可搬ポンプ
3	1	3	1	1	1	2

#### (2) 朝来市消防団（消防団員 1,031 名）

（平成 18 年 4 月 1 日現在）

分団数	指揮車	広報車 (可搬ポンプ付)	ポンプ車	小型動力ポン プ付積載車	可搬ポンプ
32	4	1	20	24	5

#### (3) 消防水利（平成 18 年 4 月 1 日現在）

消火栓	防火水槽
1,898	326

## 2 消防施設等の整備

市は、消防施設・設備について、同時多発火災への対応も踏まえ、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、計画的な整備に努める。特に、消防車両の更新、防火水槽・消火栓の新設整備に当たっては、年次計画に基づき行う。

- (1) 消防力の整備指針・消防水利の基準の達成を目標に整備を図る。
- (2) 水道施設等の被害によって消防水利の確保に支障を来すことのないよう、消火栓に偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

## 3 消防力の強化

### (1) 消防本部

常備消防の広域化についての検討を進めるとともに、年齢構成の適正化に配慮した消防職員の計画的な採用、消防通信施設や車両、資機材の計画的な更新を行う。

### (2) 消防団

消防団の再編に向けた検討を進めるとともに、消防団員の定数確保と資質向上、自主防災組織等との連携強化及び消防団用資機材の整備・強化に努める。

## 第8節 防災資機材の整備

---

実施担当	企画部企画政策課、総務部総務課、消防本部、各支所市民課
------	-----------------------------

市及び防災関係機関は、地震災害の発生に備えて防災資機材等の整備充実を図るとともに、その機能を十分発揮させ防災活動が円滑に実施できるよう点検整備を推進する。

### 第1 住民用資機材

---

市は、住民用資機材の計画的な整備及び点検に努めることとする。また、資機材の備蓄に当たっては、支所単位での分散備蓄及びコミュニティ防災拠点等への備蓄を進める。

### 第2 自主防災用資機材

---

市及び自主防災組織は、コミュニティ防災資機材等整備補助、朝来市地域づくり支援事業補助等の制度を活用し、住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置する。

### 第3 救出救助用資機材

---

市及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて救出救助用資機材の整備充実を努めるとともに、災害発生に際し直ちに使用できるよう点検整備に努める。

### 第4 水防資機材

---

市は、定期的に水防資機材の点検整備を行うとともに、整備充実を努める。

また、災害発生時に市で保有する資機材では対応できない事態に備え、あらかじめ調達先、調達方法等の調達体制を確立しておく。

## 資料

### 8-1 防災用資機材備蓄一覧

## 第9節 災害医療システムの整備

---

実施担当	総務部総務課、健康福祉部健康課、消防本部、各支所市民課
------	-----------------------------

多数の負傷者等に対する救急医療や避難所・仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療体制の整備を推進する。

### 第1 医薬品等の備蓄

---

- 1 市内の各医療機関等において必要医薬品の備蓄を奨励する。
- 2 発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品(輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等)の確保に特に留意する。
- 3 被災や急病により心停止、心室細動等を起こした人の応急手当のために必要なAED(自動体外式除細動器)の公共施設等への設置に努める。

### 第2 住民に対する啓発

---

市は、普通救命講習会や研修会等あらゆる機会をとらえて、住民に対する災害医療の普及啓発を行う。

### 第3 災害医療体制等の整備

---

- 1 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。
- 2 患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。
- 3 病院と医師会は、災害時の救護所開設や負傷者の受入れ体制等について検討・協議を行い、災害時において円滑な連携体制がとれるよう努める。

## 第 10 節 緊急輸送体制の整備

実施担当	総務部総務課、都市整備部建設課、消防本部、各支所市民課・地域振興課
------	-----------------------------------

### 第 1 緊急輸送路ネットワークの形成

#### 1 緊急輸送路ネットワークの設定

県は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、予め緊急輸送路を定める。

##### (1) 緊急輸送路ネットワークの形成

県は、道路状況や輸送拠点等の面から災害時の緊急輸送路を検討し、緊急時における輸送活動に適した円滑で効率的な道路ネットワークを形成する。

##### (2) 路線の種類

###### 幹線緊急輸送路

県は、県外からの物資流入地点と、県内の広域輸送拠点等を結ぶ幹線道路を設定し、被災地へ物資輸送ができるよう、その通行確保に努める。

本市域では、播但連絡道路、遠坂トンネル、一般国道 9 号、一般国道 3 1 2 号、一般国道 4 2 7 号が指定されている。

###### 一般緊急輸送路

県は、広域輸送拠点（本市は、朝来市和田山中央文化公園が指定されている）に集められた物資を、市の緊急輸送拠点（物資集積場所 生野体育館、和田山農業者トレーニングセンター、山東体育館、朝来体育館）に送るための道路設定をし、当該地域が被災した場合には、その通行確保に努める。

本市域では、一般国道 4 2 9 号、主要地方道養父朝来線、一般道物部養父線が指定されている。

#### 2 市における緊急輸送路の設定及び整備等

(1) 市は、県が設定する緊急輸送ネットワーク（幹線緊急輸送路、一般緊急輸送路）を踏まえ、市の緊急輸送拠点に集められた物資を、市内のコミュニティ防災拠点、避難所等に送るための緊急輸送路を設定し、ネットワークを形成する。

(2) 市は、緊急輸送路の整備を図るとともに、日ごろの点検に努め、当該地域が被災した場合にはその通行確保に努める。

(3) 市は、災害時における車両使用自粛、緊急輸送路指定路線等に関する情報提供を行う。

### 第 2 緊急交通路の確保

県警察本部は、大規模災害が発生した場合において、被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、幹線道路を中心に予定路線として事前に指定する。

本市域では、播但連絡道路、一般国道 9 号、一般国道 3 1 2 号が指定されている。

### 第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

---

ヘリコプターを活用した消防防災航空隊等の応援、救援物資供給、被災者搬送等を行うために、ヘリコプター臨時離着陸場の候補地を選定する。

大規模災害に対応した臨時離着陸場を十分確保するため、既存臨時離着陸場の見直し及び新規臨時離着陸場の調査、拡充を図る。

#### 資 料

7-2 緊急輸送路一覧

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

## 第 1 1 節 避難所対策の充実

実施担当	総務部総務課、市民生活部市民課、健康福祉部社会福祉課、教育委員会学校教育課、各支所市民課
------	--

### 第 1 避難所の指定等

#### 1 避難所の配置

避難所の配置にあたっては、人口や住宅等の状況に応じて配置することとし、避難所から概ね半径 2km の圏域を避難圏域とする。また、避難圏域以遠の住戸については、代替施設の検討や新規整備を検討するとともに、早い段階からの避難周知などの対策に努める。

##### (1) 一次避難所

地震災害時における一時的な避難所として、集会所や公民館、コミュニティセンターなどの公共施設等を一次避難所に位置づける。

##### (2) 二次避難所

地震災害によって避難生活が 1 週間程度に渡る場合の避難施設として、市内の小中学校及び体育館等を二次避難所に位置づける。また、二次避難所は、その地域における拠点避難所とし、コミュニティ防災拠点を兼ねる。

##### (3) 集約避難所

避難生活の改善と避難所施設（教育施設等）の本来機能の回復を図るため、避難所開設後一定期間（1 週間程度）が経過した時点で、応急仮設住宅建設までの間、集約避難所を開設し、避難所を段階的に解消する。なお、集約避難所は、事前指定を行わず、災害時における被災や避難者の状況を勘案して指定する。

##### (4) 福祉避難所

避難所での生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者用の福祉避難所の確保・指定に努める。

#### 2 避難所等の整備

##### (1) 避難所施設・設備の整備

避難所となる施設は、耐震・耐火構造、浸水対策やバリアフリー化することを目標とするとともに、避難所であることが誰にでも分かるよう看板等の設置に配慮し、計画的な整備を推進する。

避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）や非常電源の確保など、計画的な整備を推進する。

##### (2) 避難路の整備

一次避難所及び二次避難所を連絡する道路を避難路として位置づけ、円滑な避難活動が可能となるよう、道路幅員の確保や段差の解消、夜間照明施設の整備などの対策に努める。

また、避難路と緊急輸送路のネットワークも確保し、避難所への物資供給等が円滑に行

われるように努める。

### 3 避難所等の周知

災害発生時においては、極めて混乱した状況の中で住民等の避難が必要となる事態が想定されるため、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、事前に避難所等の周知を図るため、次の対策の実施に努める。

- (1) 避難誘導標識の設置
- (2) 避難所等の案内板の設置
- (3) 避難所等の夜間照明施設等の整備
- (4) 朝来市防災マップの作成
- (5) 避難時における行動規範の啓発活動
- (6) 避難訓練及び避難所運営訓練の実施

## 第2 避難誘導體制の確立

---

市は、区、自主防災組織等と連携した避難誘導體制を確立するため、区、自主防災組織単位の避難誘導計画の作成を支援するとともに、地域の実情に即した避難訓練等を行う。

また、災害時要援護者を的確に避難誘導するため、区、自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得て、対象者の把握及び避難誘導介助体制の確立に努める。

## 第3 避難所管理運営体制の整備

---

### 1 避難所運営組織の育成

- (1) 市は、区、自主防災組織等の協力を得て避難所運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図るとともに、避難所運営訓練を行う。
- (2) 区、自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を本人の同意を得てあらかじめ把握するよう努める。
- (3) 市は、あらかじめ災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

### 2 避難所開設・運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため、避難所開設・運営マニュアルの作成を行う。作成に当たっては、市の実情に即した適切なマニュアルとなるよう区、自主防災組織、学校等の施設管理者、その他関係機関等と調整を行う。避難所開設・運営マニュアルは、次により構成する。

- (1) 避難所開設等
- (2) 管理責任者の配置と役割
- (3) 避難者の受入準備
- (4) 避難所の管理（避難者情報・避難所施設の管理、衛生管理等）
- (5) 避難者の世話（食料・生活物資等の提供、健康・医療、災害時要援護者の保護等）

(6) ボランティアの受入

(7) 避難所の閉鎖

### **3 避難所開設・運営の知識の普及**

市は、区、自主防災組織や住民に対して、災害時における避難所の管理・運営のための知識の普及に努める。

## **資 料**

6 - 1 指定避難所施設一覧

## 第 1 2 節 備蓄体制等の整備

実施担当	総務部総務課、上下水道部上水道課、各支所市民課
------	-------------------------

### 第 1 食料、生活必需品等備蓄・調達の基本方針

災害時の食料及び物資の調達については、住民による自主備蓄、市、県等の備蓄拠点における現物備蓄及び流通備蓄による総合的な備蓄体制を確立し、地震災害発生後 3 日間の非常物資等を確保する。

- 1 市は、住民が家庭や職場で、平時から 3 日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、区や自主防災組織等を通じて啓発する。
- 2 市は、住民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における最大避難者数を基準に、公共施設の避難所を中心として、市域に分散させる形で物資等の備蓄に努める。
- 3 県は、広域的な立場から市町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数（30 万人）を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。
- 4 市及び防災関係機関は、災害対策要員の必要分として、常時 3 日分の備蓄に努める。

### 第 2 食料

#### 1 食料給与対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

#### 2 備蓄目標数量

県、市、住民は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努める。

区 分	住民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
行政区レベル又は 小学校区レベル	1 人 3 日分 → (現物備蓄)	被災者の 1 日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄) ↓	
市域レベル		被災者の 1 日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)	↓
広域レベル			被災者の 1 日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合 計	3 日分	2 日分	1 日分

(注) 矢印は、不足が生じた場合にカバーする手順を示す。

### 3 備蓄品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。また、高齢者や乳幼児のニーズへの配慮、現物備蓄または流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

- (1) 炊き出し用米穀、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

### 4 調達方法

市は、行政区レベル又は小学校区レベル及び市域レベルで被災者2日分の食料を備蓄する。行政区レベル又は小学校区レベルについては、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で備蓄をする。なお、備蓄にあたっては、協同組合和田山ショッピングセンター外2社との協定に基づき、流通在庫備蓄を行う。

## 第3 生活必需物資

---

### 1 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

### 2 備蓄目標数量

食料の項に準じるが、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や用途を考慮して数量を見積もる。

### 3 備蓄品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる次の品目について重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮する。

- (1) 寝具（敷・掛け布団、毛布等）
- (2) 外衣・肌着（下着、上衣・防寒着、靴下等）
- (3) 身の回り品（タオル、歯ブラシ、石鹸等）
- (4) 炊事道具・食器（哺乳瓶、紙皿、紙コップ、割り箸、鍋、やかん等）
- (5) 日用品（トイレトペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ等）
- (6) 光熱材料等（懐中電灯、乾電池、卓上コンロ、カセットボンベ等）

### 4 調達方法

市は、行政区レベル又は小学校区レベル及び市域レベルで備蓄を行う。なお、備蓄にあたっては、協同組合和田山ショッピングセンター外2社との協定に基づき、流通在庫備蓄を行う。

## 第4 応急給水

---

### 1 応急給水対象者

上水道の給水が停止した断水世帯等

### 2 給水目標数量

市は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

給水目標水準

災害発生から3日間	1人1日 3リットル
4日～10日目	1人1日 3リットル～20リットル
11日～20日目	1人1日 20リットル～100リットル
21日目以降	1人1日 100リットル～被災前の水準

### 3 給水体制

- (1) 市は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な資機材（給水タンク車、給水タンク、携行缶、非常用飲料水袋等）及び体制を整備する。
- (2) 市は、車載可能なる過装置を整備する。
- (3) 市は、上水道の断水を想定し、使用可能な井戸等の非常用水源の調査を行い、把握に努める。
- (4) 市は、上水道の防災応急対策マニュアルを作成する。
- (5) 市は、兵庫県水道災害相互応援に関する協定に基づき、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう相互応援体制の充実に努める。

## 第5 医薬品

---

「第9節 災害医療システムの整備」の項を参照

## 第6 搬送・配布体制の整備

---

- (1) 市は、緊急輸送路を活用した、被災者への食料、生活必需品等の搬送体制を整備する。
- (2) 広域的な物資の受入れについては、県の広域防災拠点（但馬空港）、広域輸送拠点（和田山中央文化公園）等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制の整備に努める。
- (3) 市は、被災者への食料、生活必需品等の受入、搬送及び配布についてのマニュアルを作成する。

### 資料

- 4-3 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

- 4 - 7 協同組合和田山ショッピングセンター等との災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定
- 8 - 1 防災用資機材備蓄一覧

## 第 1 3 節 被災建築物応急危険度判定制度等の整備

---

実施担当	都市整備部都市開発課、各支所地域振興課
------	---------------------

### 第 1 被災建築物応急危険度判定制度

---

市は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などによって生じる二次災害から市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施する体制を整備する。

#### 1 危険度判定実施体制の整備

市は、県及び建築団体等と協力して、被災建築物応急危険度判定協議会における、地域内の連携及び相互支援体制の整備に努める。

#### 2 判定資機材の備蓄

市は県と協力して、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

備蓄品目

- ・判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール（一般のヘルメットに貼る「応急危険度判定士」と記載されたシール）、腕章、住宅地図等

### 第 2 被災宅地危険度判定制度

---

#### 1 危険度判定実施体制の整備

市は、県と連携して、被災宅地危険度判定の実施体制の整備に努める。

#### 2 判定資機材の備蓄

市は県と協力して、判定業務実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

備蓄品目

- ・判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール（一般のヘルメットに貼る「応急危険度判定士」と記載されたシール）、腕章、住宅地図等

## 第 1 4 節 廃棄物対策の充実

---

実施担当	市民生活部生活環境課
------	------------

### 第 1 災害廃棄物処理計画の策定

---

市は、災害時に家庭等から出される廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、あらかじめ災害廃棄物の処理計画を策定する。

### 第 2 災害廃棄物処理体制の確立

---

市は、災害発生時における廃棄物処理が迅速に行えるよう、廃棄物の仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制の確立を図るとともに、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図る。

### 第 3 応援体制の整備

---

市は、災害時において廃棄物処理が迅速に行えるよう、兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定に基づく相互応援体制の整備に努める。

#### 資 料

4 - 4 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

## 第 1 5 節 災害時要援護者支援対策の充実

実施担当	総務部総務課、健康福祉部社会福祉課・高年福祉課、都市整備部建設課、産業振興部農林整備課、各支所市民課・地域振興課
------	--

### 第 1 地域安心拠点の整備

平時における住民相互の助け合いや適切なケアサービスの供給が、地震災害時における災害時要援護者対策にもつながることから、市は、住民の自立と相互の助け合いを基調として高齢者・障害者等の健康及び福祉の増進や保健医療福祉サービスの連携・供給を行う拠点を整備する。

### 第 2 災害時要援護者支援体制の確保

#### 1 災害時要援護者支援マニュアルの作成

市は、民生委員・児童委員、区、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、福祉団体等と連携して、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び県の「災害時要援護者支援指針」を参考に、「災害時要援護者支援マニュアル」を作成し、災害時要援護者情報の共有、情報伝達体制、避難誘導体制等、災害時要援護者に対する支援体制の整備に努める。

#### 2 災害時要援護者情報の共有と支援体制の整備

- (1) 市は、民生委員・児童委員、訪問介護者、区、自主防災組織、消防団、ボランティア等の協力を得て、災害時要援護者の情報を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画の作成に努める。
- (2) 市は、災害時要援護者の情報について、個人情報保護条例等を踏まえ関係機関共有方式や災害時要援護者本人の同意方式等、地域の実情に応じて効果的な収集に努める。

#### 3 難病患者等への支援体制の確立

県及び市は、在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者を把握するとともに、医療機関等と連携し、災害時における避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備に努める。

#### 4 障害者への情報伝達方法の確立

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行う。

## 5 緊急通報システムの整備

市は、高齢者・障害者宅等に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、健康福祉部と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努める。

## 6 外国人に対する日常の情報提供等

県及び市は、外国語による防火・防災対策の啓発に努める。

- (1) 生活情報リーフレットによる防災情報の提供
- (2) ひょうごE（エマージェンシー）ネット、インターネット等を用いた外国語による啓発の実施

# 第3 社会福祉施設等の整備

---

## 1 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立

市は、高齢者、障害者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時的措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

また、寝たきり等の介護が必要な高齢者等の緊急時における搬送車両として、社会福祉施設所有の介護車両等の確保について検討・調整する。

## 2 社会福祉施設等の対応強化

市は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

## 3 社会福祉施設等の整備

市は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。

- (1) 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
- (2) 光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

## 4 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備等

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者、障害者の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めるほか、トイレの洋式化や簡易ベッド、車いすの確保など、生活支援・医療支援設備の強化に努める。

また、市は、避難所での生活において特別な配慮を必要とする災害時要援護者用の福祉避難所の確保・指定に努めるとともに、被災地以外も含めて旅館やホテル等を避難所として借り上げることを検討するなど、多様な避難所の確保に努める。

## 第4 災害時要援護者関連施設への災害対策の実施

---

- 1 市は、県等と十分な連携及び調整を図った上で、県土保全事業を推進するとともに、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じる。
- 2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく警戒区域が設定された場合には、同区域内の災害時要援護者関連施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設の管理者等に伝達する体制を整備する。
- 3 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制を強化する。
- 4 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設の名称と所在及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等はハザードマップ等で市民に周知する。

浸水想定区域にかかる災害時要援護者関連施設の名称と所在は資料編に示す。

### 資料

#### 9-1 災害時要援護者施設一覧

## 第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

---

実施担当	健康福祉部社会福祉課、各支所市民課
------	-------------------

地震災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、ボランティアの参画による円滑な災害応急活動の推進を図るため、平常時から朝来市社会福祉協議会その他ボランティア団体と連携を図り、災害ボランティア活動の支援体制の整備を図る。

### 第1 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

---

市は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が作成した「災害ボランティア活動支援指針」を参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成に努める。

### 第2 受入体制の整備

---

市は、大規模災害等が発生した場合、県災害救援専門ボランティア以外に、主として次の活動について、ボランティアの協力を得ることとし、受入体制の整備に努める。

- (1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入事務

### 第3 災害ボランティア活動の環境整備

---

市は、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

### 第4 県災害救援専門ボランティアの活用

---

市は、地震災害が発生した場合、県災害救援専門ボランティアの派遣を要請することとし、あらかじめ受入体制の整備を図る。なお、県災害救援専門ボランティアの活動分野は次のとおり。

- (1) 救急・救助
- (2) 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- (3) 介護
- (4) 建物判定
- (5) 情報・通信
- (6) 手話通訳
- (7) ボランティアのコーディネート
- (8) 輸送

## 第 17 節 土砂災害対策の充実

---

実施担当	総務部総務課、産業振興部農林整備課、都市整備部建設課、各支所市民課・地域振興課
------	---

地震に伴う土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく対策を推進する。

### 第 1 土砂災害による被害を防止するための対策

---

市は、次の事項を土砂災害警戒区域ごとに定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法
- (2) 土砂災害に関する予報及び警報の発令及び伝達方法
- (3) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- (4) 主として災害時要援護者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

### 第 2 平常時から防災意識の高揚を図るための対策

---

市は、平常時から土砂災害に対する防災意識の高揚を図るため、次の対策に努める。

- (1) 土砂災害情報を記載した防災マップ等の作成・公表（山地災害危険地区に関する情報も含める。）
- (2) 土砂災害に対して警戒を要する区域であることを明示した看板の設置
- (3) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- (4) 土砂災害発生のおそれを判断する土砂災害警戒避難基準雨量に関する情報の提供

### 資 料

- 2-4 土石流危険渓流等箇所一覧
- 2-5 地すべり危険箇所等一覧
- 2-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧
- 2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 2-9 災害危険区域指定一覧

## 第 18 節 中山間地等における地震災害対策の充実

実施担当	総務部総務課、健康福祉部健康課、産業振興部農林振興課、都市整備部建設課、消防本部、各支所市民課・地域振興課
------	---

地震災害時において孤立するおそれのある集落について対策を講ずる。

### 第 1 地域の孤立に備えた対策の推進

#### 1 通信の確保

- (1) 市は、地震災害時に孤立するおそれのある集落について、防災関係機関と協力しながら、警戒・連絡体制の確立に努める。
- (2) 市は、集落との通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災無線等、地域の実情に応じた通信手段の確保に努める。

#### 2 物資供給、救助活動への備え

- (1) 市は、高齢者の多い集落などでは、長時間孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等をあらかじめリストアップし、供給体制について検討する。
- (2) 市は、県と協力しヘリコプター等による支援を検討するとともに、ヘリコプター臨時離着陸場候補地（着陸可能な田畑、農・林道等も含める）の選定に努める。

#### 3 備蓄の推進

市は、集落の孤立の可能性に応じて、災害時の食料及び物資について、住民による自主備蓄や備蓄倉庫等の整備など総合的な備蓄体制の確立に努める。

#### 4 道路・ライフライン等寸断への対策

市は、迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、情報収集のための連携体制等の整備に努める。

#### 5 災害時要援護者に対する支援対策

市は、防災関係部局と福祉部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制の整備に努める。

## 第 19 節 兵庫県住宅再建共済制度の活用

実施担当	健康福祉部社会福祉課、各支所市民課
------	-------------------

市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度の趣旨を踏まえ、平常時から住民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

### 第 1 制度の概要

#### 1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象を原因として、倒壊、損壊、流失、埋没又は焼失の被害を受け、その被害について全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けた場合。

#### 2 共済給付金

給付金の種類	給付対象	給付額
再建等給付金	対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をした場合 県外で再建等をした場合は 300 万円。	600 万円
補修給付金	対象住宅が全壊の認定を受け、これを補修した場合	200 万円
	対象住宅が大規模半壊の認定を受け、これを補修した場合	100 万円
	対象住宅が半壊の認定を受け、これを補修した場合	50 万円
居住確保給付金	対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10 万円

### 資料

11-6 兵庫県住宅再建共済制度の概要

## 第3章 市民参加による地域防災力の向上

### 第1節 防災に関する学習等の充実

実施担当	企画部広報課、総務部総務課、消防本部、教育委員会学校教育課、各支所市民課
------	--------------------------------------

#### 第1 市民に対する防災思想の普及

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及及び高揚を図るとともに、自主防災活動への参加を促す。

#### 第2 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、所管業務に関して次の方法により、市民の防災意識の高揚を図る。

##### 1 周知方法

- (1) 広報朝来の利用
- (2) 講演会、セミナー、シンポジウム等の開催
- (3) 防災センターへの防災関連情報展示（防災グッズ等）による普及
- (4) 消防教室の実施
- (5) ケーブルテレビ、インターネット、防災マップ等による普及
- (6) 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- (7) 標語、図画、作文募集等による普及等
- (8) 人と防災未来センター及び県立広域防災センターの活用

##### 2 周知内容

- (1) 市内の防災対策
- (2) 災害に関する知識と過去の災害事例
- (3) 災害に対する平素の心得
  - 地盤災害等地域における災害危険性の把握
  - 家屋等の点検、家具の転倒防止等室内の整理点検
  - 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
  - 火災の予防
  - 応急救護等の習得
  - 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
  - 食料、飲料水、物資の備蓄（3日分）
  - 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）

- 自主防災組織の育成
- 災害時要援護者及び外国人への配慮
- ボランティア活動への参加等
- (4) 災害発生時の心得
  - 災害発生時にとるべき行動
  - 出火防止と初期消火
  - 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
  - 救助活動
  - インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
  - 避難行動上の注意事項
  - 避難実施時に必要な措置
  - 避難場所での行動
  - 自主防災組織の活動
  - 自動車運転中及び旅行中等の心得等
  - 安否情報の確認のためのシステムの活用

### **第3 防災関係機関の職員が習熟すべき事項**

---

防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努める。

- (1) 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
- (2) 災害発生時の動員計画とそれぞれが分担する任務
- (3) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
- (4) 関係法令の運用
- (5) 災害発生原因についての知識
- (6) 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等

### **第4 市の実施する研修等**

---

#### **1 職員**

市は、すべての職員を対象として適宜次の研修を行い、組織としての防災対応能力の向上に努める。

- (1) 人と防災未来センター災害対策専門研修
- (2) ひょうご防災カレッジの受講
- (3) 図上訓練・ロールプレイング演習
- (4) DIG (“災害” Disaster、“想像” Imagination、“ゲーム” Game)
- (5) 防災・危機管理 e - カレッジ
- (6) 職員共通の基本行動手順をまとめた職員災害初動マニュアルの周知
- (7) その他一般研修

## 2 地域リーダー

地域の防災リーダーを養成するため、適宜次の施策を行う。

- ひょうご防災カレッジの受講支援
- ひょうご防災リーダー講座の受講支援
- その他一般研修

## 第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

---

### 1 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

（注）「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

### 2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

## 第6 学校における防災教育

---

(1) 教育委員会は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行う。

防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題の解決の方策を協議する。

ア 避難所指定に関わる学校と市・自主防災組織との連携強化について

イ 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について

ウ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について

エ 防災教育実施上の課題の整理と調整について

教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

ア 一般教職員への研修会の参加促進

イ 防災教育推進指導員養成講座への参加促進

ウ 震災・学校支援チーム（EARTH）の活用

(2) 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進する。

学校における防災教育の充実

ア 緊急時にも適切に対応できる実践的態度や能力の育成

- イ 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方・生き方を考えさせる防災教育の推進
- ウ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発などに努め、「総合的な学習」の時間などを活用した効果的な指導の展開
- エ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通しての実践的指導力の向上
- オ 中学校、高等学校生徒を対象とした、緊急時における救急救命措置に関する知識及び技能の修得
  - 学校防災体制の充実
- ア 「災害対応マニュアル」の作成、見直し
- イ 学校が避難所となった場合を想定した実践的な訓練の実施
- ウ 保護者の参加による避難訓練や引渡し訓練の実施
  - 心のケアの充実
- ア 教育相談体制の充実
- イ 研修会などを通じて教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童・生徒の心の理解とケアの実施
- ウ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

## 第2節 自主防災組織の育成強化

---

実施担当	総務部総務課、消防本部、各支所市民課
------	--------------------

### 第1 方針

---

- (1) 市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。その際、市は組織運営・管理について、消防本部は活動面について密接に連携、協力する。また、市は、区長、民生委員・児童委員等との協力体制を構築する。
- (2) 住民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

### 第2 活動

---

自主防災組織は、市と協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

#### 1 防災計画の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）。
- (2) 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）。
- (3) 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）。
- (4) 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）。
- (5) 出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）。
- (6) 救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）。
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）。
- (8) 給食・給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）。
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）。

#### 2 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織内の編成  
情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等
- (2) 編成上の留意事項  
女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討  
水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応  
事業所の自衛消防組織や従業員の参加  
地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

#### 3 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動  
防災に関する知識の普及

朝来市自主防災推進協議会等防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡  
地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設、延焼拡大危険地域等）  
地域における消防水利（防火水槽、消火栓、小川、用水路、井戸等）の確認、点検整備

家庭における防火・防災等予防上の措置  
地域における情報収集・伝達体制の確認  
避難地・医療救護施設の確認  
防災資機材の整備、管理  
防災訓練の実施等

(2) 災害発生時の活動

出火防止と初期消火  
負傷者の救助  
地域住民の安否確認  
情報の収集・伝達  
避難誘導  
地域の災害時要援護者への援助  
給食・給水  
避難所の運営  
近隣地域への応援等

#### 4 その他

自主防災組織は、消防団、事業所の防災組織等との一体的な活動体制づくりに努めるとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮する。

### 第3 育成強化対策

---

市は、災害発生時に的確な行動がとれるよう、災害に関する正しい知識、防災対応等について、自主防災組織の育成強化に努める。

(1) 市は、次の対策を実施するなど、自主防災組織の防災活動に対する意識の高揚を図るとともに、活動の活性化を図る。

啓発資料の作成  
各種講演会、懇談会等の実施  
情報の提供  
各自主防災組織への個別指導・助言  
自主防災組織ごとの訓練、研修会、出前講座の実施  
優良自主防災組織の表彰  
活動拠点施設の整備  
防災リーダーを養成するための防災研修会等の開催  
防災計画の作成支援  
防災資機材整備等に対する助成

(2) 市は、安全・安心コミュニティ・ファイルづくりの支援に努める。

コミュニティ・ファイルづくりの内容

自主防災組織等の地域団体や住民が、安全・安心の確保の観点から、それぞれの地域を点検し、得られた情報を共有する。

さらに、諸団体や市等において、これらの情報をファイルとして管理することによって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

コミュニティ・ファイルの項目

総括編

人口、世帯数など地域の基本的な事柄

避難場所や防災関係機関の所在地・電話番号

防災資機材・物資編

防災資機材庫・物資備蓄倉庫の場所

防災資機材・備蓄物資の保有状況

施設編

消防施設（防火水槽、消火栓等）の状況

医療施設、災害時要援護者（高齢者、障害者等）のための施設等の状況

危険箇所編

災害が起こりやすい箇所（軟弱な地盤、土砂災害のおそれのあるところ等）

避難や救援活動を行う上で問題のある箇所

団体編

自主防災組織、区等の地域団体

災害時に協力してくれる工場、工務店、商店、事業所等

人材編

地域活動のリーダー等

被災者救援に関する専門的な支援・技術等を有する人（医師、看護師等）

災害時要援護者編

ひとり暮らし老人、寝たきり老人、障害者等

災害時要援護者のことを把握している人（民生委員等）

地図編

避難場所、避難経路、施設、危険箇所等の場所

## 第3節 企業等の地域防災活動への参画促進

---

実施担当	総務部総務課、産業振興部商工観光課、各支所市民課
------	--------------------------

地震災害が発生した場合、多数の人が利用する施設及び危険物施設においては、火災の発生、危険物類の流出、爆破等により、大規模な被害発生と混乱が予想される。これらの被害防止と軽減を図るため、法令等に基づき事業所等においては、自ら防災組織を編成し、地域の自主防災組織等と連携を図りながら、あらかじめ消防計画及び防災計画を作成しておく。

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を作成するよう努めるとともに、予想される被害からの復旧計画作成、各計画の点検・見直しに努める。

### 第1 災害時に企業が果たす役割

---

- (1) 従業員・顧客の安全確保
- (2) 二次災害の防止
- (3) 経済活動の維持
- (4) ボランティア活動への支援、地域への貢献等

### 第2 企業の平常時対策

---

企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。

- (1) 事業継続計画（BCP）の作成
- (2) 防災計画の作成
- (3) 防災組織の育成
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 地域の防災訓練への参加
- (6) 防災体制の整備
- (7) 復旧計画の作成
- (8) 各計画の点検・見直し等

### 第3 事業所の防災組織

---

市は、防災組織の育成指導及び防災計画等の作成を支援するとともに、防災訓練等の実施を促進する。

#### 1 対象施設

- (1) 多数の人が利用する施設（中高層建築物、集会施設、旅館、学校、病院等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設

(4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

## 2 自衛防災計画の作成

### (1) 予防計画

予防管理組織の編成

火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理

消防用設備等の点検整備

### (2) 学習訓練計画

防災学習

防災訓練

### (3) 応急対策計画

応急活動組織の編成

情報の収集・伝達

出火防止及び初期消火

避難誘導

救出救護

## 3 防災組織の活動

### (1) 平常時

防災訓練

施設及び設備等の整備

従業員等の防災に関する教育の実施

### (2) 災害時

情報の収集・伝達

出火防止及び初期消火

避難誘導

救出救護

## 第4章 災害に強い地域防災基盤の整備

### 第1節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

実施担当	各班
------	----

市は、県と連携し、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画の作成とそれに基づく事業の推進に努める。

#### 第1 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

##### 1 計画年度

平成18年度～平成22年度（第3次五箇年計画）

##### 2 要件

- (1) 都道府県地域防災計画に（市町村事業は市町村地域防災計画にも）定められた地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業であること。
- (2) 施設毎に主務大臣が定める基準に適合した施設であること。
- (3) 都道府県地域防災計画に目標が定められている場合（都道府県地域防災計画での被害想定、目標設定に努めるものとする）は、当該目標に即した事業であること。

##### 3 手続

都道府県知事が市町村長の意見を聴取し、総理大臣の同意を得て作成する。

##### 4 財政措置

次の事業について国の補助率の嵩上げ措置がされる。

対象施設	通常補助率	特例補助率
消防用施設	1 / 3	1 / 2
医療機関	1 / 2	1 / 2
社会福祉施設	1 / 2	2 / 3
公立小中学校（校舎・体育館の補強）	1 / 3	1 / 2
防災行政無線設備	1 / 3	1 / 2
ライフライン設備	1 / 3	1 / 2
備蓄倉庫	1 / 3	1 / 2
救護施設等	1 / 3	1 / 2

## 5 対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) (7)から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (12) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設
- (13) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 41 条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害が発生した時（以下「地震災害時」という。）において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

## 第2節 防災基盤・施設等の整備

実施担当	総務部総務課・財務課、消防本部、各支所市民課
------	------------------------

緊急に防災機能の向上を図るため、防災対策事業計画の作成とそれに基づく事業の推進に努める。

### 第1 防災基盤整備事業

#### 1 計画年度

平成 18 年度～平成 21 年度

#### 2 対象事業

市が計画的に行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業は、以下のとおりである。

区分	事業例
防災施設整備事業	防災拠点施設、防災資機材等備蓄施設、臨時ヘリポート、非常用電源、消防水利施設（防災井戸、耐震性貯水槽、防火水槽） 初期消火資機材（小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車） 拠点避難地、避難路、避難所における防災機能の強化
防災システムのIT化事業	防災情報通信施設・設備整備（市防災行政無線、消防・救急無線、防災情報システム、震度計・自動震度警報装置等） 災害時要援護者緊急通報システム
消防広域化対策事業	広域化重点支援消防に指定された団体が、広域再編に伴い行う庁舎の新・改築事業広域再編に伴い、新・改築する消防庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等

#### 3 事業計画

市は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

#### 4 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

#### 5 事業の実施

防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努める。

## 第2 公共施設等耐震化事業

---

実施担当	各班
------	----

### 1 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進める必要のある施設が対象となる。ただし、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものが対象となる。また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築は含まれるが、当該施設の全部改修は対象とならない。

- (1) 地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- (2) 災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設(庁舎を含む。)
- (3) 不特定多数の者が利用する公共施設(橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。)  
等

### 2 事業計画

市は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

### 3 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

## 第3節 建築物等の耐震性の確保

---

### 第1 公共施設等の耐震化

---

実施担当	各班
------	----

庁舎、消防施設等の災害時の防災拠点となる施設や、住民が多く集まる施設について、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、人命や財産を保護するため、既存建築物等の耐震性向上策として、耐震診断・改修等を総合的かつ計画的に推進する。

#### 1 耐震化を推進する市有施設

- (1) 市の災害応急対策の推進に不可欠な施設
  - 災害対策本部となる本庁
  - 支所対策部となる庁舎
  - 災害応急活動の拠点となる庁舎
- (2) 地震発生時に避難所となる公共施設
- (3) 不特定多数の者が利用する公共施設（図書館、集会施設等）
- (4) 園児、児童、生徒、高齢者、障害者等が利用する施設
  - 保育所、幼稚園、小中学校
  - 社会福祉施設等
- (5) 緊急輸送等災害応急活動及び避難の円滑化のため不可欠な土木施設（橋梁）

#### 2 市有施設の機能強化

施設の整備・改修等に当たっては、防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、次の機能強化対策に努める。

- (1) 耐震性に優れた機器類の採用と転落落下防止対策の強化
- (2) バックアップ機能の充実
- (3) 早期復旧ができる設備の構築
- (4) エネルギー - 源の多重化と量の確保
- (5) 自己電源の確保
- (6) 自己水源の確保
- (7) 消火・避難経路の確保
- (8) 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備（電気、水道、燃料）の確保
- (9) 排水処理施設（汚物処理を含む）の確保

## 第2 一般建築物耐震化の促進

実施担当	都市整備部都市開発課、各支所地域振興課
------	---------------------

市は、民間既存建築物の耐震診断等により、一般建築物の耐震化を促進する。また、震災時における建築物の安全性を確保するとともに、特定建築物、大規模建築物等に対する耐震改修に係る規定に基づく規制遵守の指導に努める。

### 1 簡易耐震診断推進事業

市は、住宅の耐震化を促進するため、住宅所有者の求めに応じて、簡易な診断法で耐震診断を実施する。

対象建築物	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅で、平成 12 年度から平成 14 年度に行った「わが家の耐震診断推進事業」で診断を受けていない住宅
事業主体	市
負担割合	所有者自己負担 1 割（例：木造戸建住宅の場合・診断費 30 千円 / 戸の 1 割）残り 9 割を国 1 / 2、県 1 / 4、市 1 / 4 の割合で負担
事業年度	平成 17 年度から平成 21 年度

### 2 わが家の耐震改修促進事業

市は、民間住宅の耐震改修を促進するため、県の事業と連携し、耐震診断、改修計画の設計及び耐震改修に要する費用の一部を補助する。

#### (1) 住宅耐震診断・改修計画設計費補助

耐震診断と耐震改修計画設計（工事費用の見積もりを含む。）に要する費用の一部を補助する。

対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅
補助対象	耐震改修設計とそれに伴う耐震診断に要する費用
補助限度額	戸建て住宅：200 千円、共同住宅：120 千円 / 戸
補助率	2 / 3（国 1 / 3、県 1 / 3）

#### (2) 住宅耐震改修工事費補助

住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の者に対して、耐震改修工事費に応じて一定額を補助する。

対象者	所得が 1,200 万円以下で、対象住宅を所有する者
対象住宅	昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅で、耐震診断の結果安全性が低いと診断された住宅
対象工事	耐震改修後の耐震診断結果が安全となるもの（木造の場合、総合評点 1.0 未満が 1.0 以上となるもの）
補助額	戸建て住宅：耐震改修工事費の 1 / 4（上限 60 万円） 共同住宅：耐震改修工事費の 1 / 4（上限 20 万円 × 戸数）

### 第3 建築物の耐震性強化の普及啓発

---

実施担当	都市整備部都市開発課、各支所地域振興課
------	---------------------

市は、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について普及啓発に努めるとともに、区、自主防災組織等を連携して、住宅の耐震性に関する住民の防災意識の高揚、住宅耐震診断事業等の促進を図る。

- (1) 耐震診断助成制度概要パンフレットの作成配布
- (2) 市広報、ホームページ等での啓発
- (3) 建築士、建設業者等関係団体への協力要請

### 第4 落下物等の対策

---

実施担当	各班
------	----

#### 1 落下物

##### (1) 公共施設

市及び防災関係機関は、所管施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施する。

##### (2) 一般建築物

広いガラス面をもった建築物、外壁面に広告物や空調機器をもった建築物に対し、次の対策を実施する。

外壁タイル等の耐震診断の指導

落下物を防止するための改修に係る特別融資制度の普及、啓発

#### 2 その他

市は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

### 第5 ブロック塀の倒壊防止対策

---

実施担当	都市整備部都市開発課、各支所地域振興課
------	---------------------

市は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施に努める。

- 1 ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発
- 2 ブロック塀の危険箇所の調査
- 3 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励
- 4 建築基準法の遵守、指導

## 資料

11-12 住宅の耐震事業制度の概要

## 第4節 地盤災害の防止施設等の整備

---

実施担当	総務部総務課、都市整備部建設課・都市開発課、産業振興部農林整備課、各支所市民課・地域振興課
------	---

### 第1 砂防設備の整備

---

#### 1 砂防事業の推進

市は、地震に伴う土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する土砂災害危険箇所対策工事や砂防設備の整備等に協力する。また、土石流危険渓流等の調査に基づく砂防指定地の指定促進に努める。

#### 2 土石流危険渓流における警戒避難体制の整備

市は、県の指定している土石流危険渓流においては、地震災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

#### 3 土石流防止対策の普及啓発

市は、土石流危険渓流の巡視、「土砂災害防止月間」(6月1日～6月30日)を中心とした防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進に努める。

### 第2 地すべり防止施設の整備

---

#### 1 地すべり対策事業の推進

市は、地震に伴う地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。また、地すべり危険箇所の調査に基づく地すべり防止区域の指定促進に努める。

#### 2 地すべり危険箇所における警戒避難体制の整備

市は、県の指定している地すべり危険箇所においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

#### 3 地すべり防止対策の普及啓発

市は、地震に伴う地すべり災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」及び「土砂災害防止月間」(6月1日～6月30日)を中心とした、地すべり防止区域の点検指導、防災思想の周知徹底及び防災体制の整備推進に努める。

## 第3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

---

### 1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は、地震による急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備等に協力する。また、危険箇所の調査に基づく急傾斜地崩壊危険箇所の指定促進に努める。

### 2 急傾斜地崩壊危険箇所における警戒避難体制の整備

市は、県の指定している急傾斜地崩壊危険箇所においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

### 3 危険箇所のパトロール及び普及啓発

市は、急傾斜地崩壊危険箇所の巡視、「土砂災害防止月間」(6月1日～6月30日)を中心とした地域住民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災意識の普及に努める。

### 4 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

市は、県と連携し急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に努める。

## 第4 治山施設の整備

---

### 1 治山事業の推進

地震に伴う山崩れ等による被害を防止するため、市は県と協力して治山施設の整備等を進める。

県の森林対策(緊急防災林、針葉樹林と広葉樹林の混交林、里山防災林等の整備)事業の要請及び事業実施に協力する。

### 2 治山施設の点検

市は、県と連携し地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するため、毎年6月に危険地区を中心とした治山施設等の点検に努める。

### 3 山地災害危険地区における警戒避難体制の整備

市は、山地災害危険地区においては、災害時における周辺住民の迅速な安全確保のため、避難誘導體制と警戒巡視体制を確立する。

## 第5 土地改良施設の整備

---

市は、防災機能を持つ農地・農業水利施設等の整備、災害に強い農村を創るための土地改良施設の整備に努める。

## 第6 宅地造成等の規制

---

### 1 宅地造成工事規制区域の指定

市は、近年増加傾向にある宅地造成により、災害が生じるおそれのある地域を調査し、必要と認めるときは宅地造成工事規制区域の指定を県へ要請する。

## 第7 災害危険区域対策の実施

---

### 1 災害危険区域の指定

市は、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

### 2 危険住宅の除却又は移転

市は、災害危険区域内に存する危険住宅の除却及び移転を行う者に補助し、国、県は、市の補助額の3/4を負担する。

#### (1) 危険住宅の除却等に要する経費

限度額 780千円

助成区分 国 1/2、県 1/4、市 1/4

#### (2) 危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費

限度額 4,060千円（土地を取得しない場合 3,100千円）

年利 8.5%を限度に金融機関からの借入利息について助成

助成区分 国 1/2、県 1/4、市 1/4

（注）助成費の補助限度額は、平成14年度の額である

## 資料

- 2-4 土石流危険渓流等箇所一覧
- 2-5 地すべり危険箇所等一覧
- 2-6 急傾斜地崩壊危険箇所一覧
- 2-7 山腹崩壊危険地区一覧
- 2-8 崩壊土砂流出危険地区一覧
- 2-9 災害危険区域指定一覧

## 第5節 交通関係施設の整備

実施担当	総務部総務課、都市整備部建設課・都市開発課、消防本部、各支所市民課・地域振興課、西日本旅客鉄道(株)
------	--

### 第1 道路施設の整備

道路・橋梁は、地震災害時の避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たし、また、火災の延焼を防止するオープンスペースとなるなど、多様な機能を有する。このため、多元多重の交通ルートの確保を考慮のうえ、災害に強い道路施設の整備等を進める。

#### 1 緊急輸送路等の整備

市は、地震災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、緊急輸送路を中心とした災害に強い道路施設等の整備を推進する。特に、緊急輸送路と災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であることから、県が指定する緊急輸送路とのアクセス道路を市の緊急輸送路として選定し対策に努める。また、各道路管理者は、防災点検等の結果をもとに防災対策工事に努める。

##### (1) 幹線道路の整備

- 北近畿豊岡自動車道の整備促進
- 一般国道9号及び312号等国・県道の改良・整備促進
- 都市計画決定されている路線の整備促進

##### (2) 生活道路の整備

- 中山間地域の集落等に至る道路の整備促進
- 交差点改良や路面排水の整備促進

##### (3) 自転車道・歩道の整備

- 道路整備計画による計画的な自転車道・歩道の整備促進
- 歩車道間の段差解消等バリアフリーに対応した改修の推進

##### (4) 橋梁の点検調査に基づく架替、橋脚の補強等の実施

#### 2 狭隘道路の解消等

市街地内等では、道路幅員が狭いため、消防自動車などによる消防・救急・救助等の応急対策活動に支障をきたす場合が想定される。このため、道路改良や安全施設の整備等を図り、迅速で円滑な活動が可能となるよう道路整備に努める。

#### 3 避難路の整備

避難路は、避難所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路であり、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

- (1) 避難路の幅員は、災害時の応急対策活動や避難行動の安全性を考慮して、道路では15m以上、縁道では10m以上の幅員を確保するよう努める。

- (2) 災害時に通行不能となる場合に備え、複数の避難路が確保できるよう配慮する。
- (3) 避難路の沿道には、必要に応じて消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な設備の整備に努める。また、道路の占用物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮する。

#### **4 道路情報の提供**

北近畿豊岡自動車道春日和田山道路の道の駅「但馬のまほろば」に道路情報提供装置を設置し、道路利用者の安全性や利便性向上のための各種情報を提供するとともに、災害時には通行規制箇所、広域う回路等の情報提供を行う。また、ケーブルテレビ、インターネット等による避難情報、救護・救助情報、緊急情報、道路情報等の提供も行う。

### **第2 鉄道施設の整備**

---

西日本旅客鉄道(株)は、鉄道施設の災害防止のため、諸設備の実態を把握し、災害時においても機能を保持できるよう関係機関と調整のうえ、整備を行う。

### **第3 災害時用臨時ヘリポート対策の実施**

---

市は、災害対策拠点、防災拠点、地震災害時に孤立するおそれのある地区の分布、災害拠点病院、災害対応病院、救護所、緊急輸送路とのネットワーク等を考慮し、ヘリコプター臨時離着陸場適地の調査、拡充を進める。

また、あらかじめ指定済みのヘリコプター臨時離着陸場の運用体制（要員の配備等）を整えておく。

#### **資 料**

7-2 緊急輸送路一覧

7-3 ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

## 第6節 ライフライン関係施設の整備

実施担当	総務部総務課、上下水道部上水道課・下水道課、関西電力(株)、(社)兵庫県エルピーガス防災協会、西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)
------	--

### 第1 電力施設の整備等

関西電力(株)は、地震による被害を未然に防止し、また、被災した場合においても迅速な復旧を可能にする電力施設の整備とそれに関連する次のような防災対策の推進に努める。

#### 1 施設の保全

##### (1) 水力発電、変電設備

主要機器の効果的な耐震構造化  
構造物の耐震設計の採用

##### (2) 送電設備、配電設備

地中設備に係る不等沈下発生箇所の改修の実施  
橋梁並びに建物取付部における耐震性管材料及び構造の採用  
鉄塔の巡視点検の実施  
配電設備の地中化に関する総合的な都市整備と協調した計画的な整備の実施

#### 2 電力の安定供給

##### (1) 通信設備の確保

主要通信系統の2ルート化  
健全回線への切替えによる応急連絡回線の確保  
通信用電源の確保  
衛星通信システムの配備  
移動無線応援体制の整備  
近畿地方非常通信協議会加入による各機関との相互協力  
有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災機関との通信確保

##### (2) 電気設備予防点検

電気設備に関する技術基準の定めるところに適合するよう、定期的に工作物の巡視、点検(災害発生のおそれがある場合には特別の巡視)及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

##### (3) 气象台等との連携

災害発生の予知について气象台等との連携を蜜にするほか、次の手段によりの確な情報の入手に努める。

気象用レーダーによる気象情報の把握  
ロボット雨量計による雨量情報の把握

### 3 公衆災害、二次災害の防止

- (1) 電気工作物の適正管理を推進するため、以下の対策を実施する。

樹木接触、看板接触等による漏電の防止措置

引込巡視、定期絶縁検査の計画実施

不良電気設備（需要家）の改修促進

- (2) 災害時における感電や火災等の公衆災害、二次災害を防止するため、平常時から以下の対策を実施し、需要家の防災意識の向上に取り組む。

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、パンフレット、チラシ等の各種広報媒体を活用した電気保安上の注意点についての事故防止PRを実施

自家用、特高需要家との連絡協調体制の確立、保安上の注意喚起の実施

### 4 資機材の整備・確保

- (1) 資機材の確保

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、地域的条件等を考慮して、災害対策用資機材等の必要数を確保する。

- (2) 資機材の輸送

本店、支店及び営業所その他の業務機関等は、輸送力確保のため、運送業者、航空業者その他の協力を得て、輸送力確保に万全を期する。

- (3) 資機材の広域運営

災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため災害対策用資機材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、他の電力会社及び電源開発(株)と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

### 5 防災訓練、防災教育の実施

- (1) 訓練の種類

情報連絡訓練

被害復旧訓練

- (2) 訓練の方法

全社規模における総合訓練

各級機関における総合又は部門別訓練

自治体等防災訓練への参加

- (3) 従業員の防災教育

関係法令集・各種パンフレットの配布、検討会・講演会の開催及び社内報への関連記事掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

### 6 電力会社相互間の広域運営

電力会社相互間の広域運営体制は、全国を東、中、西の3ブロックに分け、それぞれの地域に協議会を設置するとともに、全国組織として中央電力協議会を設置している（なお、関西電力(株)は、中央電力協議会に参加するとともに、中部電力(株)、北陸電力(株)、電源開発(株)と

ともに中地域電力協議会を組織している)。

非常災害時における被害に対しては、広域運営の趣旨にのっとり、復旧応援要綱を定め、災害復旧、資材の相互融通、移動無線局の応援復旧要員の応援ならびにあっせん等を行い、電気工作物を早期に復旧し、社会に対する電気事業本来の責務を遂行できるよう対処する。

## 第2 ガス施設の整備等

被災しても機能全体がまひせずに迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策を実施する。

### 1 (社)兵庫県エルピーガス防災協会

#### (1) 防災システムの強化

##### 集中監視システムの導入

電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

##### 安全機器の取り付け促進

消費に係る安全機器(マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器)の普及率は、ほぼ100%に達している。

##### 地域防災事業所の設置

県下を7ブロックに分け、それぞれのブロックに、製造事業所、エルピーガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための單車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話が整備されている。

#### (2) 防災体制の整備

##### 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出勤し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

##### 相互協力体制の確立

ア (社)兵庫県エルピーガス防災協会、大阪エルピーガス保安防災協会、奈良エルピーガス保安防災協会、京都府エルピーガス保安防災協会、和歌山県エルピーガス保安防災会で組織する「近畿エルピーガス防災協会連合会」の相互応援協力協定により、大規模災害時の相互応援体制を整備している。

イ 大阪ガス㈱と「ガス漏洩通報等に対する連携についての協定」を締結し、二次災害の防止を図る。

ウ (社)日本簡易ガス協会近畿支部に設置された簡易ガス事業近畿防災会(近畿2府5県それぞれの府県に設置)との連携により、簡易ガス事業に関する災害対策に対応することとしている。

##### 防災訓練等の実施

ア 各防災事業所にあつては、適時、風水害等を想定した防災訓練を実施する。

イ 各ブロックごとに、適時、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施する。

ウ 自治体等が実施する防災訓練に積極的に参加する。

(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

年間を通じ、兵庫県プロパンガス協会と連携して、県下各地でエルピーガス使用家庭を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図る。

兵庫県内で震度6弱以上の地震が発生した場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を(株)ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にエルピーガスの対応について周知を図る。

各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるエルピーガスの緊急対応について周知を図る。

### 第3 電気通信施設の整備等

---

地震災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれ関連する防災対策について定める。

#### 1 西日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

(1) 電気通信施設の防災対策

建物設備

建物は、耐火構造とする他周辺の諸条件により保護施設（水防壁、水防板等）の設置

電力設備

ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置

イ 電力用各種装置の災害対策の整備充実

通信設備

ア とう道（共同溝を含む）網の拡充

イ 通信ケーブルの地中化の推進

ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

エ 災害対策機関の2ルート化推進

オ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化

カ 中継交換機の分散設置

(2) 災害対策用機材等の整備・点検

通信途絶防止用無線網の整備

災害対策用機器の整備・充実

ア 応急復旧ケーブル

イ 非常用可搬型デジタル交換装置、衛星車載局、ポータブル衛星局

ウ 移動電源車、可搬型発動発電機

エ 排水ポンプ

### (3) 防災訓練の実施

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

#### 訓練内容

##### ア 演習の種類

- (ア) 災害対策情報連絡演習
- (イ) 災害対策復旧演習
- (ウ) 大規模災害の警戒宣言の情報伝達演習

##### イ 演習方法

- (ア) 会社規模における情報連絡演習
- (イ) 事業所単位でも、かけつけ・情報伝達演習
- (ウ) 防災機関における防災総合訓練への参加

## 2 KDDI株

次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

### (1) 通信設備等に対する防災設計

地震災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

### (2) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

### (3) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

### (4) 防災訓練の実施

防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。

訓練の実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

## 第4 水道施設の整備等

---

市は、地震による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画を立て、施設の新設・拡張・改良計画に合わせて計画的に耐震整備を進める。

また、水道施設における各ポンプ室、配水池等の監視・遠隔操作システムの整備を進める。

### 1 水道施設の保守点検

市は、水道施設の維持管理に当たり、貯水、取水、浄水、導水、送水、配水施設等の巡回点検を行う。

### 2 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

### 3 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

### 4 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

### 5 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業者において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する基本協定」「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」及び「近畿2府5県の府県営及び大規模水用水供給業務の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

### 6 水道災害対策行動指針等の作成

応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するよう努める。

### 7 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

## 8 教育訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

### (1) 職員に対する教育及び訓練

教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

訓練

動員・行動計画に基づく訓練

### (2) 市民に対する広報及び訓練

広報

事前対策及び災害対策

飲料水の確保

給水方法の周知徹底

水質についての注意

広報の方法

訓練

給水訓練等

## 第5 下水道施設の整備等

---

市は、地震災害時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に耐震整備を進める。

また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電源・用水等の確保を図る。

### 1 下水道施設の保守点検

下水道施設の地震による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

(1) 下水道台帳の整備

(2) 既往災害履歴の作成

(3) 日常点検保守

(4) 被災の可能性が高い箇所の把握

### 2 下水道施設の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

### **3 災害時用の資機材の確保**

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

### **4 教育訓練及び平時の広報**

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育訓練及び市民に対する広報等を実施する。

## 第5章 調査研究体制等の強化

### 第1節 地震に関する調査研究の推進

実施担当	総務部総務課、各支所市民課
------	---------------

#### 第1 防災アセスメントと被害想定の推進

地震災害は、自然的・社会的な地域特性により被害の様相も異なる。このため、市及び防災関係機関は、大学等の研究機関と連携を図りながら、災害誘因(地震)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する防災アセスメントの実施、及び災害危険性や自然的・社会的環境要因等の諸条件に基づき、想定される災害の人的被害、構造物被害等を算出する被害想定を実施し、地域の災害危険性と想定される被害を把握する。

防災アセスメントや被害想定は、社会経済状況の変化等に伴い随時見直しを行い、状況の変化に対応した防災対策を構築していくものとする。

#### 第2 地区別防災カルテの活用

地区別防災カルテは、市民の自主的な防災活動に活用するとともに、適正な管理及び情報の更新を随時行う。

##### 1 記載事項

- (1) 地区概要
- (2) 人口、建物等の状況
- (3) 防災関連施設等の名称、位置図
- (4) 地区の課題及び災害危険性
- (5) 土砂災害等災害危険箇所図、浸水想定区域図等

## 第2節 地震観測体制の整備

実施担当	総務部総務課、消防本部、各支所市民課
------	--------------------

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動体制の構築に資するため、地震観測体制の整備を図る。

### 1 特定観測地域と観測強化地域

地震予知連絡会は、観測の効率化を図るため、特定観測地域（8地域：過去に大地震があつて、最近大地震が起きていない地域、活構造（活断層など活動的な地質構造）地域、最近地殻変動の活発な地域、東京などの社会的に重要な地域）と観測強化地域（2地域）を指定しており、兵庫県に関係するものとして、名古屋・京都・大阪・神戸地区が特定観測地域に指定されている。

《名古屋・京都・大阪・神戸地区の選定理由》

この地域には、歴史的にM7級の被害地震が発生しており、また活断層が密集している。養老断層沿いに比較的大きな水平歪、琵琶湖西岸に北上がりの地盤傾動が見られる。社会的に特に重要な地域である。

### 2 震度情報ネットワークシステムによる観測

兵庫県内の各市町に設置した計測震度計と兵庫県庁内の送受信装置や消防庁の交信装置とネットワークさせる震度情報ネットワークシステムが構築されており、県内全市町のデータを集約している。この計測データをフェニックス防災システム（観測情報システム、被害予測システム）と連動させることにより、初動体制の確立等に活用している。

### 3 市内の観測施設

観測場所	測器の種類	設置機関
生野町真弓 373-77（工業用水浄水場）	強震計	防災科学技術研究所
生野町口銀谷 229（JR生野駅）	地震指示警報機	JR西日本
和田山町枚田 436-1（朝来市消防本部）	計測震度計	気象庁
和田山町柳原 206-1（和田山中学校駐車場）	強震計	防災科学技術研究所
山東町楽音寺 95（山東庁舎）	計測震度計	兵庫県
山東町粟鹿 2270-1（山東農村広場）	強震計	防災科学技術研究所
新井 73-1（朝来庁舎）	計測震度計	兵庫県